

法人

- ※ 本ページ記載の価格は、2024年1月現在における消費税込みの価格です。
- ※ この表に記載のない事案については、お問い合わせください。
- ※ 特に複雑又は特殊な事情がある場合には、上記料金が適用されない場合もあります。
- ※ この表は、今後改定されることがありますので、ご注意ください。

■ 法律相談、リサーチ、契約書の検討等

- 初回 : 1万1000円/30分 (税込)
- 2回目以降 : 3万3000円~/1時間 (税込)

■ 書面作成

内容証明郵便の作成 (※1)	1通	3万3000円 ~ 5万5000円	
契約書の作成	定型的なもの	(経済的利益の額が) 1000万円未満	11万円
		(同上) 1000万円~1億円未満	22万~33万円
		(同上) 1億円以上	33万円以上
	非定型的なもの	(経済的利益の額が) 300万円以下の場合	22万円
		(同上) 300万1円~3000万円以下の場合	(経済的利益額の) 1.1% + 18万7000円
		(同上) 3000万1円~3億円以下の場合	(同上) 0.33% + 41万8000円
		(同上) 3億円を超える場合	(同上) 0.11% + 107万8000円
複雑又は特殊な事情がある場合		※別途協議により定める額	

※1 内容証明郵便の作成は、弁護士名の表示のないものに限りです。

■ 示談交渉

着手金 (※2)	(経済的利益の額が) 300万円以下の場合	(経済的利益の額の) 8.8%
	(同上) 300万1円~3000万円以下の場合	(同上) 5.5% + 9万9000円
	(同上) 3000万1円~3億円以下の場合	(同上) 3.3% + 75万9000円
	(同上) 3億円を超える場合	(同上) 2.2% + 405万9000円
報酬金	(経済的利益の額が) 300万円以下の場合	(経済的利益の額の) 17.6%
	(同上) 300万1円~3000万円以下の場合	(同上) 11% + 19万8000円
	(同上) 3000万1円~3億円以下の場合	(同上) 6.6% + 151万8000円
	(同上) 3億円を超える場合	(同上) 4.4% + 811万8000円

※2 着手金の最低額は、11万円になります。

■ 調停

着手金 (※3)	(経済的利益の額が) 300万円以下の場合	(経済的利益の額の) 8.8%	
	(同上) 300万1円~3000万円以下の場合	(同上) 5.5% + 9万9000円	
	(同上) 3000万1円~3億円以下の場合	(同上) 3.3% + 75万9000円	
	(同上) 3億円を超える場合	(同上) 2.2% + 405万9000円	
報酬金	(経済的利益の額が) 300万円以下の場合	(経済的利益の額の) 17.6%	
	(同上) 300万1円~3000万円以下の場合	(同上) 11% + 19万8000円	
	(同上) 3000万1円~3億円以下の場合	(同上) 6.6% + 151万8000円	
	(同上) 3億円を超える場合	(同上) 4.4% + 811万8000円	
出廷日当	東京地方裁判所・東京家庭裁判所 (霞ヶ関) における事件で、着手金が22万円以上	3回目まで	-
		4回目以降	3万3000円/回
	上記以外		3万3000円/回

※3 示談交渉から訴訟を受任するときの着手金は、記載額の1/2の額になります。

※3 着手金の最低額は、22万円になります。

■ 訴訟

着手金 (※4)	(経済的利益の額が) 300万円以下の場合	(経済的利益の額の) 8.8%	
	(同上) 300万1円～3000万円以下の場合	(同上) 5.5% + 9万9000円	
	(同上) 3000万1円～3億円以下の場合	(同上) 3.3% + 75万9000円	
	(同上) 3億円を超える場合	(同上) 2.2% + 405万9000円	
報酬金	(経済的利益の額が) 300万円以下の場合	(経済的利益の額の) 17.6%	
	(同上) 300万1円～3000万円以下の場合	(同上) 11% + 19万8000円	
	(同上) 3000万1円～3億円以下の場合	(同上) 6.6% + 151万8000円	
	(同上) 3億円を超える場合	(同上) 4.4% + 811万8000円	
出廷日当	東京地方裁判所・東京家庭裁判所 (霞ヶ関) における事件で、着手金が22万円以上	3回目まで	-
		4回目以降	3万3000円/回
	上記以外		3万3000円/回

※4 示談交渉から訴訟を受任するときの着手金は、記載額の1/2の額になります。

※4 着手金の最低額は、22万円になります。

■ 民事執行事件

着手金 (※5)	訴訟事件に準じて計算した額の1/2の額
報酬金	訴訟事件に準じて計算した額の1/4の額

※5 着手金の最低額は、11万円になります。

■ 契約締結交渉

着手金 (※6)	(経済的利益の額が) 300万円以下の場合	(経済的利益額の) 2.2%
	(同上) 300万1円～3000万円以下の場合	(同上) 1.1% + 3万3000円
	(同上) 3000万1円～3億円以下の場合	(同上) 0.55% + 19万8000円
	(同上) 3億円を超える場合	(同上) 0.33% + 85万8000円
報酬金	(経済的利益の額が) 300万円以下の場合	(経済的利益額の) 4.4%
	(同上) 300万1円～3000万円以下の場合	(同上) 2.2% + 6万6000円
	(同上) 3000万1円～3億円以下の場合	(同上) 1.1% + 39万6000円
	(同上) 3億円を超える場合	(同上) 0.66% + 171万6000円

※6 着手金の最低額は、11万円になります。